

令和3年5月10日

各生涯学習事業運営代表者様

仙台市教育委員会

教育長 福田 洋之

学校を活動場所とする各種生涯学習事業の再開について 【新型コロナウイルス感染症関連】

日頃より本市の生涯学習事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市への「まん延防止等重点措置」の解除を受けて、令和3年3月26日（金）から中止いただいておりました標記事業につきまして、下記のとおり新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、再開を認めることといたします。つきましては、内容についてご確認ください。

なお、本件の取扱いについては、今後の状況の変化等に応じて、改めて通知を行う可能性がありますのでご了承ください。

記

1. 本通知の対象となる各種生涯学習事業

社会学級／学校施設開放（スポーツ開放／自由活動開放）／放課後子ども教室事業／マイスクールプラン21推進事業／学校図書室等開放事業／土曜日の教育支援体制等構築事業

2. 事業開始可能日

令和3年5月12日（水）

※ 必ず上記日より事業を開始しなければならないものではありません。下記3及び4に記載する事項の関係者への周知状況や準備状況に応じて、校長とご相談ください。特に、学校施設開放にあたっては、この間の活動休止により児童生徒や市民の皆さんのが運動不足となっている可能性があります。ケガを防ぐために段階的な活動を心がけてください。

3. 事業実施に際しての留意点

各事業において次に記載する感染防止策が図られることが事業実施条件となります。新型コロナウイルス感染予防対策及び児童生徒及び市民の安全確保にご留意の上、実施されますようお願いします。なお、各事業とも、地域や活動場所となる学校によって実情が違います。学校利用の方法や感染防止対策については、各学校のルールに従うこととします。

・代表者や指導者等の事業運営に従事する方（学校施設開放（スポーツ開放）にあっては、利用登録団体の代表者等）（以下「事業運営従事者等」という。）は、【別紙1】「学校を活動場所とする各種生涯学習事業チェックシート」を活動の事前・事後に用い、感染防止対策の管理を徹底すること。（マスクの着用、手洗いや手指消毒、3密の回避、こまめな換気（1～2時間ごとに5～10分）、活動時間の短縮、接触（できるだけ1m以上の身体的距離を確保）や大声での発声の制限、共用物の適正管理、活動前後の消毒等）

※ アルコール消毒等については、学校施設開放事業（スポーツ開放）は、利用登録団体が、それ以外の各種生涯学習事業については、運営委員会が準備してください。なお、自由活動開放の委託料は、管理指導員への謝金としてのみ支出可能であり、消毒用の消耗品等の購入費に充てることはできませんので、ご留意ください。

- ・事業運営従事者等は、事業開始日から、【別紙2】「健康チェックカード」に体温等を記入（同居家族の健康状況については、備考欄に記入）し、自身または同居家族に風邪等の症状がある場合は活動に参加しないこと。（健康チェックカードは、小1生活・学習サポート事業及び学校支援地域本部事業と共通の様式を使用する。複数事業に携わっている方でもカードは一枚で管理する。）
- ・事業運営従事者等は、「日付」・「参加者名」・「体温（当日活動前の検温を徹底）・体調」を記録する【別紙3】「学校を活動場所とする各種生涯学習事業参加者名簿」（任意様式）を配備し、校舎に入る前に、参加者及び同居家族の健康状況について確認すること。また、参加者名簿は、活動日の翌月末まで、保管すること。（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、名簿を提出いただく場合があります。）
- ・事業運営従事者等及び参加者ともに、風邪等の症状がある場合は決して無理をせず自宅で休養すること。また、2週間以内に特定警戒都道府県及び国外への訪問歴がある方は、参加させないこと。
- ・参加者等へ【別紙4】「参加者向けプリント」を配布し、新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者となった場合の取り扱いについて周知・徹底を図ること。
- ・学校施設開放の活動時には、【別紙5－1・2】「掲出用ポスター」を掲示するなどし、参加者等へ感染拡大防止の注意喚起を促すこと。
- ・スポーツや吹奏楽等の活動内容は、学校における部活動等の内容を勘案して行うこと。飛沫感染等、感染リスクの高い活動については、実施について慎重に検討すること。（密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする活動、向かい合っての発声等）
- ・スポーツや吹奏楽等の活動を行う場合は、各競技団体等が作成するガイドラインを踏まえて活動すること。
- ・用具等については、不必要に使い回しをしないこと。
- ・学校施設における練習試合や合同練習等の企画・実施については、慎重に検討するとともに、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を十分に講じること。

4. 新型コロナウイルス感染者が発生した場合

- ・利用者や同居しているご家族等の感染者（濃厚接触者を含む）が発生した場合は、【別紙6】R3版「学校を活動場所とする生涯学習事業における参加者が新型コロナウイルス感染症のA：濃厚接触者等及びB：陽性になった場合の対応フロー」に従って、速やかに学校に報告してください。
- ・上記【別紙6】と併せて、【別紙7】学校を活動場所とする各種生涯学習事業における感染者等対応フローについてをご確認いただき、参加者へもコロナウイルス感染者が発生した場合の対応について周知・徹底を図ってください。

担当：生涯学習課
電話：214-8887